

学生の旧姓使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、本学入学時に申し出た氏を改めた学生が引き続き婚姻等の前の氏（以下「旧姓」という。）を使用しようとする場合等の取扱いについて定めるものとする。

(旧姓使用の申し出)

第2条 神奈川県保健福祉大学学生規程第3条第2項に基づき氏名の変更届を提出した学生で、引き続き旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用願（様式1）を提出しなければならない。

2 本学入学時に既に婚姻等により改姓していた学生で、入学後において、旧姓使用を申し出ようとする場合の手続きについては、前項に準ずる。

(記録及び旧姓使用文書等)

第3条 前条の届出の提出があった場合は、学部においては学生委員会、大学院においては研究科運営会議で協議の上、学長がこれを承認するものとする。

2 前項で旧姓使用を認めた学生に係る学籍簿には、改姓後の氏名及びその届出年月日と併せ、旧姓使用申出年月日及び「申出により、旧姓（氏名）使用」の旨記載し、以後当該学生に係る各種文書等には旧姓を用いるものとし、申出者の都合による一部文書等についてのみの旧姓使用は認めないものとする。

3 学長は、旧姓使用を認めた学生については、旧姓使用学生台帳に登載しておくものとする。

(旧姓を用いることができない文書等)

第4条 前条第2項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる文書等については旧姓を用いることができない。

- (1) 他の機関の制度等で戸籍上の氏名を用いることとされているもの
- (2) 旧姓を用いることが法令に抵触するおそれがある等学長が不適當であると判断するもの

(旧姓使用の中止)

第5条 旧姓使用を認められた学生についての旧姓使用の中止は、原則として認めないものとする。

(卒業又は修了後の取扱い)

第6条 在学中に旧姓使用していた学生に係る文書等（第4条各号に掲げるものを除く）の申請及び交付については、当該学生が卒業又は修了した後においても、旧姓で

行うものとする。

(同一性の証明責任)

第7条 旧姓使用の学生から、各種文書の新姓と旧姓の氏名の同一性について説明依頼があった場合は、「旧姓使用を認めている」旨の記載された文書(様式2)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は旧姓使用を認められた学生の責任において行うものとする。

(その他)

第8条 旧姓使用を認められた学生は、その使用により、郵便等による連絡、通知等に支障が生じることのないように留意し、その必要な対応を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この取扱要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 廃止前の学生の旧姓使用に関する取扱要綱で受けた承認等は、この要綱の相当規定により受けた承認等とみなす。

(様式1)

旧 姓 使 用 願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

学籍番号

(ふりがな)
氏 名

旧姓使用することを許可されるようお願い出ます。

1. 旧 姓 _____

2. 新 姓 _____

抄本等確認印

(注意)

1. 在学中に婚姻・養子縁組等で改姓した場合は「住所等(変更)届」も併せて提出してください。
2. 戸籍抄本を添付して提出してください。(承認後返却します)

(様式2)

学生の氏名表記について

本学では学生からの願出により、学内の氏名表記について戸籍上の氏名ではなく、旧姓を使用することを認めており、下記の学生の氏名については各種文書を旧姓で表記しています。

記

旧姓 _____

新姓 _____

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学
学長